

宿泊約款

第1条(本約款の適用)

1. 当施設の締結する宿泊約款及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとする。
2. 当施設は、前項の規定に関わらず、この約款に定める趣旨、法令及び慣習に反しない範囲において特約に応じることができる。

第2条(宿泊契約の申込み)

1. 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名、連絡先
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊者数
 - (4) その他、当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料金を限度として、当施設が定める申込金を当施設が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

第4条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

1. 前条第2項の規定に関わらず、当施設は契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき
- (2) 満室により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により、宿泊させることができないとき

第6条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により、当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときは除きます。)別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当施設は宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条(当施設の契約解除権)

1. 当施設は次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき、又は同行為をしたと認められたとき
 - (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められたとき
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (5) 室内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当施設の客室及び指定場所にて、次の事項を登録いただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項

第9条(客室の使用時間)

宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、当日午後3時から翌日午前10時までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第10条(利用規則の遵守)

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定める利用規則に従っていただきます。

第11条(営業時間)

当施設の営業時間は24時間とします。

第12条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、KIS施設使用料と合算し、請求書でのお支払いとなっております。(請求書払い以外の場合は別途協議となります。)
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条(当施設の責任)

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は、万一の事故等に対処するため施設賠償責任保険に加入しております。

第14条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定に関わらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

第15条(寄託物等の取扱い)

1. 等施設ではお預かりをお断りしています。
2. 宿泊客が当施設に持ち込みされた物品又は現金並びに貴重品は原則として宿泊客の自己責任にて管理していただきます。

第16条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って宿泊予定の客室にて保管します。
2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は当該宿泊客に連絡をするとともに、その指示を求めることとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、それ以降は処分します。なお、飲食物の置き忘れについては、衛生面の観点から発見時に当施設によって処分させていただきます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、当施設の故意又は過失により、滅失、毀損等の損害が生じた場合は、当施設はその損害を賠償します。但し、当施設がその種類及び価値の明示を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設は、10万円を限度としてその損害を賠償します

第17条(駐車場の責任)

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。

第18条(宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第19条(暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反する恐れのある場合)

(1)「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等の当施設の利用はご遠慮いただきます。(ご予約あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)

(2)反社会的団体及び反社会的団体員(暴力団及び過激行動団体等並びにその構成員)の当施設の利用はご遠慮いただきます。(ご予約あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点で利用をお断りいたします。)

(3)暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当施設の利用はご遠慮いただきます。又、かつて、同様な行為をされた方についてもご遠慮いただきます。

(4)当施設を利用する方が心身衰弱、薬品、飲酒による自己喪失等、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められたときは、直ちに当施設の利用をお断りいたします。

第20条(約款の改定)

この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。

この約款が改定された場合、当施設は、改定後の約款の内容及び効力発生日を当施設のホームページもしくは客室内に掲示するものとします。

別表第1

宿泊料金の算定方法(第12条第1項関係)

		内容
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	宿泊料、サービス料(清掃料)
	追加料金	サービス料追加分、違約金、賠償金、飲食料その他利用料金
	税金	消費税

(注) 1. 税法が改正された場合は、その改正された規程によるものとします。

別表第2

違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日～ 3日前	4日前～ 7日前	8日前～ 14日前
違約金の比率	100%	50%	0%	0%

(注)

1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 宿泊客の事由により契約日数が短縮した場合も、上記と同様の比率により違約金を申し受けます。